

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 2 年 1 2 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 1 2 月 1 4 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 3 4 号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理について
- 日程第 3 議案第 3 5 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3 6 号 洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3 7 号 洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 8 号 指定管理者の指定について (洞爺湖町営バス)
- 日程第 7 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について (洞爺いこいの家及び洞爺水辺の里財田キャンプ場)
- 日程第 8 議案第 4 0 号 西いぶり広域連合規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第 4 1 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
議案第 4 2 号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第 1 0 議案第 4 3 号 洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 1 1 議案第 4 4 号 町道の廃止について
- 日程第 1 2 議案第 4 5 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 1 3 議案第 4 6 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 4 議案第 4 7 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 4 9 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 7 議案第 5 0 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 5 1 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 5 2 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 2 0 意見書案第 9 号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書 (案) について
- 日程第 2 1 意見書案第 10 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書 (案) について

日程第２２ 陳情第 １号 温泉使用料に対する陳情について

本日の会議に付した事件

日程第１～日程第２２まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	越前谷 邦夫 君	２番	大久保 富士子 君
３番	篠原 功 君	４番	大屋 治 君
５番	立野 広志 君	６番	五十嵐 篤雄 君
７番	千葉 薫 君	８番	今野 幸子 君
９番	下道 英明 君	１０番	石川 邦子 君
１１番	板垣 正人 君	１２番	大西 智 君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真屋 敏春 君	副町長	遠藤 秀男 君
総務部長	佐野 大次 君	経済部長	若木 渉 君
経済部 参 与	武川 正人 君	洞爺総合 支 所 長	高橋 秀明 君
総務課長	高橋 謙介 君	危機管理 室 長	仙波 貴樹 君
税務財政 課 長	藤岡 孝弘 君	住民課長	後藤 和郎 君
健康福祉 課 長	高橋 憲史 君	健康福祉 センター長	金子 信之 君
観光振興 課 長	田 仁孝志 君	産業振興 課 長	田 所昭博 君
新型コロナ ウイルス特別 対策室長	佐藤 融 君	環境課長	原 信也 君

上下水道 課長	篠	原	哲	也	君	庶務課長	兼	村	憲	三	君
農業振興 課長	片	岸	昭	弘	君	会計 管理者		杉	上	繁	雄
教 育 長	皆	見		亨	君	管理課長		末	永	弘	幸
社会教育 課長	角	田	隆	志	君	代表監査 委員		山	口	芳	行

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志		書 記	阿	部	は	る	か
庶 務 係	木	村	暁	美							

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番石川議員、11番板垣議員を指名いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 2、議案第34号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） それでは、議案書 1 ページになります。

議案第34号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理についてでございます。

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものでございます。

令和 2 年 3 月 31 日に交付施行されました所得税法等の一部改正及び地方税法等の一部改正に伴うものでございまして、これまでも延滞金や還付加算金等に対して特例基準割合が設けられておりましたが、改正により、延滞金特例基準割合、還付加算金特例基準割合、利子税特例基準割合といったように用語の見直しがされ、割合についてもそれぞれ設定されているところでございます。そのため、町に関係する条例につきまして、文言の見直し及び整理をするものでございます。

関係する条例につきましては、議案書の 1 条から次のページの 5 条までございますけれども、洞爺湖町税外諸収入金の徴収に関する条例、洞爺湖町介護保険条例、洞爺湖町公共下水道事業受益者分担金条例、洞爺湖町下水道事業受益者負担金条例、洞爺湖町後期高齢者医療に関する条例となり、それぞれの条例の附則におきまして改正を行うものでございます。

議案説明資料 1 ページから 5 ページになります。

それぞれの条例の新旧対照表となつてございます。いずれの条例におきましても、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、当該特例基準割合適用年における特例基準割合をその年における延滞金特例基準割合に改めるものでございます。一部の割合等の法改正もございますが、町の条例に関係するものはないところでございます。

議案書 2 ページにお戻りいただきまして、一番下、附則でございます。

施行日につきましては、令和 3 年 1 月 1 日とするものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 3、議案第 35 号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書 3 ページになります。

議案第 35 号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

内容が 2 件に分かれてございます。軽減判定基準の変更と賦課限度額の改正となります。

最初に、第 1 条関係分についてでございます。

第 23 条、国民健康保険税の減額についてでございます。令和 3 年 1 月 1 日から地方税法の改正により個人所得課税の見直しがされることに伴い、基礎控除額等の改正を行うものでございます。

議案説明資料 6 ページをお開きいただきたいと思います。

第 23 条の国民健康保険税の減額でございます。第 1 項第 1 号は、7 割軽減の規定になります。また、次の 7 ページでございますが、第 2 号は、5 割軽減の規定になります。第 3 号は、2 割軽減の規定になりますが、いずれにおきましても、基礎控除額を「33

万円」から「43万円」に改めるものでございます。また、同一世帯に給与所得者が2人以上いる世帯につきましては、控除額を給与所得者数から1を引いた人数に10万円を掛けた額を控除額に加える規定を追加してございます。

8ページになりますが、附則になります。

第10項で、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、文言の整理と軽減判定基準の控除額を基礎控除額に合わせるための改正となるものでございます。

議案書4ページに戻っていただき、次に、第2条関係分についてでございます。

国民健康保険税の課税限度額について、国民健康保険運営協議会からの答申を尊重いたしまして、基礎課税額及び介護納付金課税額の引上げを行うものでございます。国におきましては、令和2年度の法定限度額を改正してございますが、当町は、これまでも1年遅れで改正してきてございます。本改正により、令和3年度から適用するというものでございます。

内容につきましては、第2条及び第23条中、基礎課税額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額を「16万円」から「17万円」に改正するものでございまして、計3万円の増額となります。保険税全体の合計の限度額につきましては、99万円とするものでございます。

4ページの附則でございます。

執行日につきましては、令和3年1月1日とし、第2条分につきましては、令和3年4月1日からとするものでございます。

また、適用区分でございますが、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしてございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） おはようございます。

二つの点での改正の提案がされておりますが、一つ目の国民健康保険税の税額軽減判定に用いる基礎控除額と算定方式の改定によって、これまでの、例えば中間層での両立の税の変更などが起こり得るのかどうか。例えば年収200万円の2人世帯、あるいは年収400万円の2人世帯で、それぞれ税額軽減判定の変更等が起こるかどうかということの一つお聞きしたいのと。

二つ目は、課税限度額の関係ですけれども、現行で課税限度額に達する世帯というのは、事前に頂いた資料を見ますと、基礎課税分で36世帯、そして介護納付金分で3世帯とされておりますが、これらの方々の年間の所得額がどの程度のものなのかと。それから、改正後、引上げ後の限度額に達する世帯も明記されておりますが、これも基礎課税分で36世帯、介護納付

金で2世帯が想定されています。これについても、年間の所得額、収入額でもいいですが、どの程度の額になるのかということをちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） まず、初めに質問のありました中低所得者層に関するご質問でございます。

令和2年度の税制改正におきましては、中低所得者層としまして軽減判定の見直しを行ってございます。もう一つでございますが、課税限度額の改正を行ってございまして、兼ね合わせた中での中低所得者層、中間層の改定となっておりますが、今年度におきましては、中低所得者層の7・5・2軽減に関しましては、もう既に改正が終わってございます。残りました限度額に関しましては、今議会において今現在提案しているものでございます。

なお、中低所得者層に関する保険料率改定等につきましては、今年度は、改定は予定してございません。

続きまして、限度額に達する場合のモデルケースの想定でございます。

現行でいきますと、夫婦2人のみの世帯とした場合についてですが、現行の制度下の下で所得につきましては652万円、収入に関しては858万円、改正した後におきましては、所得675万円、収入が883万円となっております。いずれの所得ないし収入に関しましては、賦課状況を基に試算したものでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 私は、議案第35号国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

今回の改正は、国民健康保険税の限度額を規定する地方税法施行令が改正され、2021年度から基礎賦課分と介護納付金、合わせてプラス3万円引き上げる。課税限度額を総額99万円にするというものです。政府がこの改正について低所得層、中所得層、高所得層と分けた場合、中所得者層への負担増を緩和するため賦課限度額を引き上げるという説明が行われていました。

これまでの推移の中で、既に限度額ぎりぎりにある方にとっては大変厳しいものとなっております。600万円程度の年間所得で、賦課限度額に達する世帯が99万円もの異常な国保税の負担となってくるからです。

当町は、これまでも同様に賦課限度額を引き上げて、中間所得層を引き下げてきましたが、厚生労働省が設置している医療保険部会においても、あるいは全国市長会から子どもの数が多いと負担が増えていくこと、限度額を引き上げていくのは限界に達しているとの意見が出

されています。

国保運営は、2018年度から市町村ごとでなく都道府県単位になり、国からの財政支出が3,400億円もありました。しかし、その見返りに政府は法定外繰入れをやめるよう指導しており、現在は激減緩和されてはいるものの、全廃されると、当町にとっても大きな負担となり、平均、年間で約5万円以上もの負担増になると警告されています。

全国知事会も、命と健康に関わる医療制度の維持のため、国保税を協会けんぽ並みに下げするために国が1兆円負担すべきと政府に要請しています。私も国民皆保険が危機にある状況を見ると、国が税金投入をすべきと考えます。

そうでなければ、この賦課限度額の引上げは、今後も際限なく続くものであると思います。2008年度から2020年度の12年間で、基礎と後期分だけでも59万円から82万円に約39%増えました。そして、介護含みだと68万円から99万円、これも46万円増となっています。

よって、この提案は、国によるものではありませんが、根本的な対策をせずに賦課限度額の引上げを併せて、町民においても影響を受ける方も少なからずいることから、提案に対して反対いたします。

○議長（大西 智君） ほかに討論はございますか。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は、一般会計からの繰入れも多くあり、運営に大変苦慮している現況であります。特に限度額の改定については、徐々に改定されて、1年遅れですか2年遅れですか、他の自治体と同額の水準に達しているという説明も受けておりますし、また、洞爺湖町の国民健康保険の審査をしていただく委員会からも妥当だという答申を受けているということでございます。

何事にも改定するに当たっては、100%満足するものなど多分ないと思いますし、ひずみがあったりするケースも、中にはどうしようもない部分もあるのかもしれませんが、そういったことを含めて、限度額の改正ですから、対象になる方も少ないですし、比較的所得の高い方に限定されるということで、所得の低い方についての影響がないということからしても、改正はあってしかるべきなのだろうなと。

望んでいいということではありませんが、やむを得ない改定だろうというふうに判断して賛成をするものでございます。

○議長（大西 智君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第35号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり

り可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第36号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書5ページでございます。

議案第36号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

令和3年4月1日から健康福祉センター「さわやか」内のトレーニング機器を社会福祉法人あぶた福祉会が現在建設中の「さぼーとステーションゆうあい」施設内の機能訓練室に移転して運営することに伴う改正でございます。

議案説明資料によりご説明いたします。

11ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第1条の設置でございます。町民の健康の増進と福祉の向上を図るための施設としまして、「社会福祉法人あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室」を加えるものでございます。

第2条に、同法人の名称と位置を加えまして、第4条の特定施設及び別表の「健康福祉センターさわやか」を「社会福祉法人あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室」へ変更するものでございます。

なお、利用日や時間などの活用方法、また使用料金については、変更はございません。

議案書に戻っていただきます。

附則でございます。

この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） このトレーニング室をあぶた福祉会の施設に移すということについては、それ自体は反対するわけではないのですが、これまでもそうなのですが、トレーニング室の運用方法といいますかね、これの中の改善がされるのかどうかということがちょっと気になったものですから、質問したいのですが、伊達市などは、カルチャーセンターの中にトレーニング室があって、今は場所が変わったのかな。実は大変進んでいると思っているのは、一人一人の体力とか筋力とか、様々なことを測定して、その人に合ったメニューを指導するのですよね、リストをつくって。そして、このようにやったらいいでしょうということで、

その人の状態に合わせての訓練ができる、自主的にやるわけです。

そういう意味でいうと、今の健康福祉センター自体も多少はあるのだろうと思うのだけれども、今度はこういった団体に業務委託になった場合に、そういったことも含めてしっかりとやってもらえるものなのかどうかということがまず一つ。

それから、図面を見て、これで本当にいいのだろうかなと思ったのですが、トレーニング室は、風除1というところを通して、そして事務室の横を通り、左側に曲がって出入りするという格好ですよ。いろいろ意図はあるのだと思うのですが、今回のようにこういうコロナの感染が広がってきている中で、できるだけ不必要な接触を防ぐような形でトレーニング室が利用される状況にあれば、感染拡大を抑える意味でも大切なのかなと思うのですが、これを見ますと、どうしても施設の、いろいろ音楽室だとか創作室とかという、作業とか実習室になっているわけですが、そういう中で、一緒に活動しているような人たちとどうしても接触する機会が出てくるのではないかなと思うのですが、その辺の対策というのは何か考えておられるのかどうか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、個々に合わせた機能強化のプランニングといった面で、トレーナーみたいな専門職の方がつくのかというような部分でございます。

申し訳ございませんが、そういったところまでの強化というところまでには至っていない。現状と同じという状況でございます。

2点目につきまして、コロナ禍における対応ということでございます。

動線は議員おっしゃるとおり、室内を通してトレーニング室に入っていただくような形となっております。こちらにつきましては、福祉会のほうの今回の移設に伴いまして、まず、施設側と町民側の根本的にはノーマライゼーションということでの理解、それぞれの立場の理解を深めていきたいというご意向がございまして、そこにもちまして、それぞれ障害者の福祉施設への理解を深めるとともに、年代や性別、障害を問わず健康増進などを図っていきたいということがまずございます。

コロナ禍におけます対策強化といいますのは、今回こういう形で動線を図られておりますので、徹底して行われるような形で対応していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今回は、健康福祉センターで行っていた内容に移して福祉会のほうに委託してやっていただくということ、それと今言われたノーマライゼーションですか、というような話があったのですが、やはりこういう健康づくりというのは、その人その人に合わせたプランニングをつくって、そして適切な指導をするということも将来的には、私は町としてぜひ考えていく必要があるのかなという気がするのですよ。

そういう意味でいうと、今はそうっていないかもしれませんが、そういったトレーナーのようなものを設置して、あるいは必要な測定器械も置いて、そしてその方の健康に合わせたトレーニングを組み立てていくと。こんなことが私はやっぱりできたらいいなと思うので、そういうことも含めて、将来的には考えていただきたいなと思うのですが、その点と。

もう一つは、これはやっぱり引かかるのですけれども、こういうコロナ禍で、確かに障害者と地域の住民との触れ合いといいますか、そういう点での活用というか、そういうことでこの施設の中にとというのは分かるのだけれども、逆に言うと、障害者施設の中でもしコロナが感染したら、通常のほかの施設と違って、例えばマスクができない子もいるし、それから手指消毒にしても徹底できない場合もあるし、逆に言うとクラスターが非常に広がっていくというそういう心配もあるのですよね、ほかの施設と比べても。それだけに、そういうところに、まだコロナの問題がどうなるかというのがはっきりしない中で、来年以降、果たして今のような状況が治まっているかどうかは実は分からない。だけれども、将来的にはこういう感染対策というのはずっと続けていかなくてはいけないわけですから、そうすると、感染防止対策として、何らかの対策がこの施設の中にもないと、ただノーマライゼーションだということで、利用者の方々との触れ合いができるような環境というだけでは、私はちょっとまずいのではないかなと思うのです。

ですから、感染対策として、ここに今、図面ありますけれども、細かくは何も書いていないです。手指消毒どうするとか、体温をどうするとか、いろいろ書いていません。そういうこともしっかりと対策を取るというふうに最低限やるべきではないかということなのですが、その辺いかがですか。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） まず1点目でございます。将来的にというお話をいただきましたけれども、伊達市のほうでは、指定管理者制度を採用しまして、専門のスタッフ、トレーナーというのでしょうか、そういう方を活用して、個々に合ったメニューをご紹介していると、希望に応じてですけれども、やっているというふうには聞いてございます。

当町におきましては、開設当初から機器も非常に限定されております。そういう中であって、これまで管理をお願いしてきたのが高齢者事業団ということで、今後もまずは高齢者事業団の管理をお願いするというふうに考えてございますが、なかなかそこで専門的な知識を持って指導していくというのは、現状ではやっぱり厳しいのかなというふうに思っております。ただ、機器等の整備にもよりますが、将来的には、町としても健康増進につながるそういう体制づくりは、検討していく必要はあろうかなというふうには思っているところでございます。

また、施設の配置でございますけれども、法人のほうから地域交流というか、地域貢献の施設として活用していきたいのだというお話をいただいて今回こういう形になりましたので、本当に地域の住民の皆さんと施設の入所者がしっかりとコミュニケーションを取る。また、

ノーマライゼーションへの考えをしっかりと普及させていくということも大切だと思っております。そういう状況におけるコロナ禍でございます。本当にしっかりと感染防止対策を進めながら、施設自体ここまで建設が進んでいる中で、なかなかハード面を整備していくというのは難しいかもしれませんが、ソフト面ではしっかりと感染防止対策をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 今答弁されているように、共生社会というのでしょうか、そういう社会を構成していくということは大変意義のある、そういった面では施設になるのではないかなと思っております。

一つは、確認させていただきたいのですが、いわゆる今まで条例にあったリフレッシュ室が今度はなくなるということであって、あるいはシャワー室が今度できると。トレーニングルームとかシャワー室があるわけでありますけれども、これは料金なしで利用できるのかどうか、その辺を確認させていただきたいなと思います。

それから、今心配されている感染防止というのは、これはやはり双方がしっかりと感染防止の意識を高めながら、そういったことのないようにおのおの利用者等々含めて慎重に対応すべきだなと思っております。

時間が従来どおりということでありますけれども、時間が貸借対照表の中にも触れていないわけでありますが、これはやはりしっかりと利用する時間帯というのを明記したほうがよろしいのではないかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

まず1 点目、シャワー室でございます。シャワー室につきましては、これまで同様、無料という形でお使いいただけるような形になっております。

申し訳ありません、新旧対照表の時間、曜日につきましては、今回は条例の改正ということでこちらのほうに載せてはいないのですけれども、皆様に対する周知の中ではきちっとしっかりとご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

リフレッシュ室につきましては、当初の「さわやか」にはございましたが、利用がないものですから、今後、新しい施設のほうに移ったときにつきましては、こちらのほうはないという形になってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 今のセンター長の説明はおおむね理解できるのですが、時間を自分も何時から何時までと理解していないものですから、住民の方々も当然なことに何時から何時まで利用できるのかということは熟知していない部分もあるのではないかなと思うので、改めて貸借対照表の中にも時間的なことをはっきりと明記したほうがよろしいのでは。この

部分だけの貸借対照表であるならば理解できるけれども。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 新旧対照表かなというふうに理解いたしますが、新旧対照表につきましては、古い部分と新しくなる部分の変わる部分だけの変更になりますので、今回、利用料金であったり、利用時間とか利用日とかというのは一切変わりませんので、ここには出てこないのです。ただ、実際に4月から利用するときには、しっかりとした周知をさせていただきたいと思いますし、機器を移動するために3月から休止する予定になってございます。そのときもししっかりとご案内させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 言っていることはよく分かるのですよ。ただ、自分の言っているのは、自分自身も、利用できる時間帯が利用できる時間帯が分からないから、時間帯を教えてくださいと言っているのであって、その辺どうなのですか。それだけです、何ら難しいことではない。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 申し訳ございません、後ほど時間帯利用日、またそういうものにつきましては提示させていただきたいと思っております。

今回は、そういう内容の変更はないものですから、議案には提案させていただいていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第37号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書 6 ページでございます。

議案第37号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この改正につきましては、国の省令の見直しに伴い、令和3年4月以降、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネージャーとなります。ただし、例外規定がございまして、やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員（ケアマネージャー）が管理者になれるというものでございます。さらに、令和3年3月末で主任介護支援専門員以外の方が管理者である場合については、その人が管理者を継続する場合につきましては、令和9年3月まで続けられるというものでございます。

議案説明資料の13ページからになります。

第6条、管理者に、先ほど申し上げました、基本的には主任介護支援専門員でなければならないとなっておりますが、ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができるというものでございます。

さらに、附則の経過措置で、2号としまして、令和9年3月31日までの間は、介護支援専門員が管理者の場合は、そのまま継続できるというものでございます。

さらに3号におきましても、同様の内容を詳しく書いているものと理解しているところでございます。3月31日において、介護支援専門員でいる場合につきましては、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができるというものでございます。

議案書に戻っていただきまして、7ページになります。

附則でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

ただし、附則第2項の改正規定及び付則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今、副町長の説明を聞いていたのですが、自分どうも頭が悪いのは生まれつきなのだけれども、いわゆる主任介護支援専門員というのは、今度どうなるのかということをもう少し説明していただければなと思うのですよ。

それも、37号の3の中に、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）と。引き続き同日における管理者である介護支援専門員をとするという、どうもその辺が理解に苦しむの

で、分かりやすく、ぱっぱっと言ってください。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） まずは、来年4月から、主任介護支援専門員の方でないと施設の管理者になれないということになります。ただし、その管理者を確保できない事情がある場合については、主任ではなくても介護支援専門員が管理者となることができるというものでございます。さらに、来年3月31日まで介護支援専門員がその施設の管理者という場合について、その後も管理者を続ける必要があるという場合については、令和9年3月末までは猶予しますよということでございます。

基本的には、介護支援専門員の中でも主任の名前がつく方でないと今度は管理者になれないということなのですね。実際には、主任の名前がつく方を確保できない状況が出てくるだろうと、いろいろな状況の中から。そういう場合は、主任がつかない介護支援専門員でも管理者にはなれますよという状況でございます。

○議長（大西 智君） 3番、篠原議員。

○3番（篠原 功君） 当町に該当する、現在そういった施設が幾つぐらいあるのか、その辺だけ確認させてもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの質問の、町内の該当事業所というようなご質問でございますけれども、洞爺湖町におけます居宅介護の支援事業所に関しましては、3か所ほどございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございませんか。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 引き続きみたいな質問になるのですが、変える意味は分かったのですが、主任介護支援専門員の方が、例えば今の説明の3か所の中にいらっしゃるかどうかということと、猶予されるのでしょうかけれども、主任介護支援専門員というのは、どういう資格、どういう形で取得できるのかが分かると、全体の流れが分かるかなというふうに思うのですが、それが分かればお教えてください。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの、うちの事業所の該当ということでございますけれども、先ほどの3事業所のうち、二つの事業所につきましては既に主任介護支援専門員が管理者となっておりまして、残り1か所の事業所につきましては、今後研修なりを受けた中で主任介護支援専門員の資格を取っていただいて、規定にかなう整備を図っていくといったことでございます。

それから、主任介護支援専門員の資格の要件ということになるかと思いますが、こちらは、介護支援専門員として実務経験5年と、さらには都道府県が行います主任介護支援専門員研修を履修修了していることといったことが要件となっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第38号指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書8ページでございます。

議案第38号指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設につきましては、洞爺湖町営バスでございます。洞爺地区を運行するコミュニティバスでございます。

指定管理者に指定する団体でございますが、洞爺湖町大原221番地4、有限会社洞爺運輸、取締役、木谷和久氏でございます。

指定する期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

以下、議案説明資料にてご説明いたします。14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

まず、選定方法でございますが、町所有のバスを使用して道路運送法に基づく運行並びに運行日以外の町内団体利用に対応可能な事業者がないことから、洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない選定としたところでございます。

施設の概要につきましては、管理運営費までが記載のとおりでございまして、現在の管理者につきましては、有限会社洞爺運輸でございます。洞爺運輸につきましては、平成27年度より指定管理をお願いしているところでございます。その下に書いてございます団体の概要については、省略させていただきたいと思います。

指定の期間につきましても、先ほど説明させていただきましたように、3年間としているところでございます。

15ページの事業計画についても、記載のとおりとして説明は省略させていただきます。

下の収支計画でございます。運行にかかる費用315万9,000円に対しまして、指定管理料も同額の315万9,000円としてございます。利用の料金制度を採用してございませんので、利用者が支払う町営バス使用料につきましては、町の収入としているところでございます。そういうことから、収入につきましては、利用料金は計上していないということでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 指定管理に当たっては、反対するものではございません。ただ、収支計画の中で令和3年度、4年度、5年度ということで明記されておりますけれども、年間の事業所の収益等は、洞爺湖町の指定管理した場合においては何分の1になるのか。その辺を教えていただきたい。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） こちら今回の洞爺地区のコミュニティバスの運行に関しましては、国の補助金を活用してございます。ただこちらは、指定管理といたしまして有限会社洞爺運輸の運行する費用につきましては、全て町として負担しているということで、費用割合ではなく運行に関わる費用全てを町が負担しているところでございます。

○議長（大西 智君） 1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 総務部長が答弁したことは、自分も熟知しているつもりでいるのですよ。ただ、洞爺湖町で指定管理した場合の、年間の、例えば315万9,000円とかとなっておりますよね。それが年間の売上げの何分の1になるのですかということを聞いているのですよ。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） こちら洞爺地区の運行の収入でございしますが、こちらのほとんどが高齢者の利用になりまして、1回100円の料金になっております。年間の使用料としては12万2,000円が利用料収入となっております。運行費用につきましては1年間315万9,000円となっているところでございます。

○議長（大西 智君） 1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 自分の質問が悪かったと思うのですよ。反省します。

言っていることは、315万9,000円ほどの委託料ですね。その三百十何万が会社全体の収支

の何分の1になるのですかということを聞いているのですよ。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） こちら説明資料の14ページのほうにそれぞれ決算の概要を示して
ございますけれども、有限会社の収入における町の運行指定管理委託料がどの程度の割合か
というのは、ちょっと数字として押さえておりませんので、後ほど提示したいと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩いたします。再開を11時10分といたします。

（午前10時57分）

○議長（大西 智君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般議案を行います。

（午前11時10分）

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第39号指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書9ページでございます。

議案第39号指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設でございますが、洞爺いこいの家、所在地につきましては洞爺湖町洞爺町199番地と、洞爺水辺の里財田キャンプ場、所在地につきましては洞爺湖町財田6番地でございます。

指定する団体でございますが、洞爺湖町洞爺町414番地、洞爺産業株式会社、代表者は代

表取締役社長、伝哲也氏でございます。

指定する期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年でございます。

それでは、議案説明資料で説明させていただきますが、資料16ページからになります。

まず、選定方法でございます。この件につきましては、公募による選定でございます。公募したところ、現在の指定管理者である洞爺産業株式会社の1社から応募がありました。指定管理者選定委員会からも、これまでの経験と実績を踏まえ、選定が妥当との判断をいただき、指定するものでございます。

施設の概要から20ページまでいきますが、細かく事業計画まで書いているところでございます。時間の関係もありまして、記載のとおりとさせていただきます、説明は省略させていただきます。

21ページの収支計画でございます。施設の利用料金で賄える予定でございまして、収支計画は、指定管理料が発生しない形状となっております。洞爺いこいの家につきましては、令和3年度が1,041万円、洞爺水辺の里財田キャンプ場が2,240万円となっているところで、以下4年度以降につきましては、予定として計上しているものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 確認になるのですが、別紙で指定管理者議案の説明資料というのを頂いていますが、その中で、個人情報保護についてという欄について、特にキャンプ場の関係なのなのですが、予約業務を一部外部委託する際はというふうに書いているのですよね。これまで、これは実際にそういったことがこの間のこれまでの指定管理の中であったのかどうかということ。個人情報の関係でどういう取扱いになっているのか、今まで外部にそれを委託したことがあるかどうか、それだけ確認させてください。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） ただいまの質問でございます。

この間、個人情報に関する外部委託ということは、この間はございませんでした。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） そうすると、いこいの家、それから財田のキャンプ場の二つの施設については、指定管理業者そのものが全ての管理を行ってきたということによろしいのでしょうか。

それと、例えばいこいの家などでも、給湯管が故障でしばらくの間休んでいた期間があったりします。例えばそういった場合の管理委託料などの調整というのは、どういうふうにされるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） まず、1点目の質問でございますけれども、これは全て指定管理者のところで業務を行っておりますので、変わらずそのまま指定管理の業者に実施していただくということで考えてございます。

また、休業した場合の管理料というようなことでございますけれども、こちらに関しましては、協定書を結んでおりまして、その間10万円以下は指定管理者が対応するのですが、10万円を超える場合の、例えば修繕であったり、そういったことに関しては、行政が対応するというようなことで対応してきてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） すみません、今のは、修繕費に係る費用の話ですよね。実際に指定管理業務を委託する場合に、使用料いただいて管理をするというふうになるわけですね。そうすると、施設がやむを得ない事情で使用できなくなった、その期間のいわゆる人件費とか、かかる経費についてはどうなりますか。

○議長（大西 智君） 高橋洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（高橋秀明君） 事業の中断とかした場合については、先ほどの答弁もありましたけれども、協定書にうたっておりまして、その中で不可抗力によって事業の中断があった場合は、町と協議しながら判断していくというような形になります。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第40号西いぶり広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書10ページでございます。

議案第40号西いぶり広域連合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、西いぶり広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの変更につきましては、西いぶり広域連合共同電算センターで行っております電算事務の共同処理に、令和3年度から洞爺湖町も参加するというところでございます。それに伴いまして規約の変更を行うものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。資料の22ページから23ページになります。新旧対照表でございます。

まず、第4条におきまして、広域連合で処理する事務及び参加する自治体を規定してございますが、第2項第2号の共同電算事務に参加する団体に「洞爺湖町」を加えるものでございます。

その下に、別表がございますが、別表では、経費の負担割合を定めてございます。共同電算事務に関する経費につきましては、現行では、洞爺湖町と豊浦町を除いておりましたが、令和3年度より豊浦町のみ除外することとなっているところでございます。

議案のほうに戻っていただきます。

附則でございます。

この規約は、北海道知事の許可の日から施行するものですが、第2項におきまして、別表の改正規定の適用について規定してございます。第1号の議会経費等の管理費につきましては、令和3年4月1日から、第2号の施設管理及び運営費に関しましては、令和3年10月1日から、施設建設・整備費及び地方債償還金に関しましては、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号西いぶり広域連合規約の一部変更についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号西いぶり広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号及び議案第42号の一括上程、一括説明、一括質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第41号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてから、議案第42号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書11ページから12ページになります。

議案第41号及び議案第42号を一括してご提案、説明させていただきます。

まず、議案第41号でございます。西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

西胆振介護認定審査会につきましては、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の3町が共同して設置してございます。申合せによりまして、審査会事務局は3年交代で担当することとなっております。令和3年度より壮瞥町に執務場所を置くこととなりますので、規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容でございますが、議案説明資料24ページの新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第3条の執務場所を「洞爺湖町役場内」を「壮瞥町保健センター内」と変更するものでございます。

次に、第4条の委員から第11条、25ページになりますが、の補則までの各条項におきまして、「洞爺湖町長」とあるものを「壮瞥町長」に、「洞爺湖町」とあるものを「壮瞥町」に、「洞爺湖町議会」を「壮瞥町議会」に、それぞれ変更するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書12ページでございます。

議案第42号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。

西胆振障害者自立支援審査会につきましても、3町が共同して設置しております。令和3年度より壮瞥町執務場所を置くこととなりますので、規約の一部を変更するものでございます。

変更内容につきましては、前議案の西胆振介護認定審査会共同設置規約の変更と同内容と

なっておりますので、説明を省略させていただきます。

なお、附則でございますが、この規約は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第41号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第43号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変

更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書13ページになります。

議案第43号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございます。

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、14ページになりますけれども、過疎地域自立推進市町村計画の変更でございます。

今回の過疎計画の変更につきましては、町内の光ファイバー未整備地域の解消に向けまして、この10月に補正予算を計上させていただき実施してございますが、このほど北海道との協議が整ったことから、高度無線環境整備推進事業を過疎計画の中に追加するものでございます。

なお、年度ごとの概算事業費につきましては、議案説明資料の28ページに記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第44号町道の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 15ページになります。

議案第44号町道の廃止についてでございます。

道路法第10条第1項の規定により、町道路線を次のように廃止するものでございます。

路線番号でございますがT-15、路線名につきましては早月幹線、起点につきましては財田173番地1地先、終点につきましては早月102番地4地先、延長につきましては3,026メートルでございます。

なお、箇所につきましては、資料の29ページに示してございますので、参考にしていただければと思います。

本路線につきましては、落石によりまして平成23年度から通行止めの措置を行っておりまして、これまで復旧に向けて検討を進めてきたところでございます。また、併用林道となっていることから、国とも協議を重ねてきましたが、町道の奥にあります国有林につきましては、壮瞥町等の側から侵入できるということから、国として林道補修の計画は持たないとの結論となっております。

また、道路脇の斜面につきましては、落石箇所以外にも侵食されたのり面の崩壊等が心配される箇所が非常に多くございまして、町が補修する場合、国等の補助制度がないことから、多額の費用がかかるところでございます。そのため、町道として適切な路線の維持は困難と考えたところでございます。

本路線沿いにつきましては、民家等はなく、町有林、民有林はございますが、以前ありましたそえん牧場も今はなく、町として将来に向けての活用計画も持っていない現状であることから、廃止が妥当と判断したところでございます。廃止後は、林道として町がまずは管理し、その後基幹産業道へ移行し、一般の往来を制限していく予定となっております。

以上、提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 議案第44号の町道の廃止についてということで、見解を伺っておきたいなと思います。

今、副町長の説明の中でも触れておりますし、その内容等については理解をしているところでありますが、いわゆる財田173番地、早月102番地ということで、キロ数は3キロちょっとでありますね。行く途中に、私は秘境であるのではないかとということで、早月の滝が、上っていくと見える場所があるわけでありましてけれども、恐らくそこも町道廃止ということになって、先ほど副町長が説明されているように、将来の活用計画もないということでございますが、私は今回のコロナの関係で、いろいろと従来の観光資源といわれるのが変わってくるのではないのかなと。今までのように造られた観光地よりも、むしろ今はアウトドアであるとか、そういう秘境に対して非常に関心が高まっているかのように私は受け止めている

のですよ。

だとすれば、早月の滝あたりは、私は将来いろいろ活用方法によっては大きな資源として生まれ変わるのではないかなという思いを持っておりました。以前、旧虻田町と洞爺村との合併に伴って、議会も合併になったときに、3回ほど自分自身も声かけられて、早月の滝が見える場所まで行ったことがあります。確かにあそこは、行く途中も全部民地であるということで、なかなか難しい面もあるなと思っておりますけれども、やっぱりコロナの関係で観光資源になるといったものが今変革される要素が出てきているわけでありますから、だとするならば、やはり将来的に計画はないと言っておりますけれども、観光資源になれるような行政としての対応があってもいいのではないかなという思いを持っています。

先ほど、秋ぐらいに、よく登山をしたりしております。あれもやはり将来の洞爺湖町の観光資源になるのではないかなという、そういう声もありますけれども、そういった資源同士の線で結ぶ、松本清張の点と線ということですが、やはり洞爺湖町も点と線があってもいいのではないかなという思いを持ちながら、行政側のそういったことに対する見解を伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） この町道の奥には、今、議員おっしゃられましたが、早月の滝等がありまして、本当に素晴らしい自然を体験できる、感じることができる状況かなというふうには思っております。

確かに、今のコロナ禍の状況といいますと、本当に自然志向というのが今後また進んでいくのかなというふうには理解するところでございます。また、その手前のほうの財田地区は、本当に田園地区であったり、本当に自然公園等が今も整備されて、これからまた整備をしようと思っておりますけれども、本当に素晴らしい地区だなと。

こういうのを一体的に観光資源としても活用するというのは本当に有効なことかなというふうには思っておりますが、しかし私どもとしては、やはり安全の確保が第一かなというふうに思っておりますので、現状を見ますと、費用対効果等を考えていくと、なかなか現実的には厳しいかなというふうに思っているところでございます。その辺をご理解いただければなと思っております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

6 番、五十嵐議員。

○6 番（五十嵐篤雄君） 今、越前谷議員もお話しされましたけれども、早月の滝ということで、違った意味での洞爺湖町の観光資源として、町道廃止は私はやむを得ないかなと思うのですが、やはり観光資源の一つとして、絶対に忘れてはならないということで、どこかに書き留めておくなり、必ずチャンスがあれば、国の補助ということになるかもしれませんが、しっかり対応するのだということだけは残しておいていただきたいということが1点。

それと、お伺いするのは、道路法ということですが、多分管理の規定みたいになっているのでしょ、国道、道道、市町村道となって、これは町道ですから当然管理責任は町にある

わけで、費用等を考えた上での廃止ということなのだと思いますが、林道という道路が道路法上ではどんな規定になるのか、もし分かれば教えていただきたいということと。

廃止される３キロの先にも林道が続いているわけですから、ここは隣の町に、隣の自治体になるので、そこで終わらせているのかなと思ったのですが、そのことを確認したいということ。

それから、財田はお米が大変おいしく、財田米で有名なところで、ブランド米として面積は小さいですけども売り出している地域です。今あそこで水路の工事をやっていますけれども、沢伝いの道がつながっていると思うのですが、水資源という観点から、土砂崩れでどうしようもない、道路は確かにそうなのですが、土砂崩れで水路が断たれたら、これは大変なことになるのかなという違う心配を実はしてしまうのですが、水資源への影響というのはないのか、この点も確認させてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 本当にあの奥は、早月の滝以外にも滝がたくさんございます。私も何度か訪れてございますけれども、今、議員おっしゃられましたように、現状のままでは非常に厳しいかなというふうに思いますが、将来的な部分で、町として、また新たな構想が出てきた場合にはいろいろな情報を駆使しながら、また補助制度があるかないかも含めながら検討させていただければなというふうに思っております。

また、道路法、それから水路の関係については、担当のほうから説明させます。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ご質問いただきました道路法の関係でございますけれども、法的に、林道としては建設課所管の分として、町道を管理している部分とはまた別な話になりまして、あと、水資源の関係につきましては、町道廃止に伴って水資源に影響するということは今のところないものというふうに認識しているところでございます。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） ご質問の林道の関係でございます。

林道の位置づけでございますけれども、原則といたしまして不特定多数の人が利用する公共的公共施設であると。ただ、森林整備や木材生産を進める上で、基線となるものということの位置づけでございます。町道と同じく、不特定多数の方が入っても構わないという位置づけになりますので、副町長のご説明でもございました今後については、森林整備に限った基幹産業道という位置づけにして、自由の往来を規制するという方向で進めていきたいと考えてございます。

また、その先の林道の先でございますが、確かに林道ございまして、国有林の範囲に入りますので、所管が森林管理署ということになってございます。その先、壮瞥方面に向かう林道、それから伊達市大滝区のほうに向かう２方向に分かれているという状況でございます。そちらのほうについては、国有林の森林整備に今後も使用していくという回答をいただいております。

以上です。

○議長（大西 智君） 6 番、五十嵐議員。

○6 番（五十嵐篤雄君） 大体分かったのですが、水資源のことについてだけなのですが、道路を閉鎖することによっては関係ない。私は、土砂災害で川が、現実には沢が壮瞥川なのかどうかという確認もしていないのであれですが、その川がそうであるのであれば、土砂災害で川がせき止められる心配はないのかということをお伺いしたのですが。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今、水資源の関係でございますけれども、現状として、落石等が平成23年の段階であったときには、確かに落石で道路が塞がれたりというところがございます。それで町の重機等で除去した実績等はございます。そのほか、のり面等も浸食等によってかなり崩れてきて、オーバーハング状態になっているようなところもあるというところではございますけれども、現にまだ廃道とはいいいましても林道、その後の基幹産業道ということで、全く町として管理しないという状況ではございませんので、そういう意味でそういう事象が起きた場合には、確認することは可能かなということで影響がないものと認識しているというところで答弁させていただいたところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号町道の廃止についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号町道の廃止については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時47分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

午前に引き続き、一般議案を行います。

（午後 1時00分）

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第45号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書16ページでございます。

議案第45号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億4,145万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,272万6,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。20ページをお開きください。

第2表で、債務負担行為補正、追加となっております。

洞爺湖町営バス運行に係る指定管理料、令和3年度から令和5年度まで947万7,000円でございます。これにつきましては、先ほどの議案第38号で議決いただいたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。明細書4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税156万6,000円の増額でございます。これにつきましては、交付額の確定に伴うものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,930万3,000円の増額でございます。右のページになりますけれども、心身障害者福祉費負担金、これは障害者自立支援給付費等負担金でございますが、1,009万7,000円、これは新規利用者の増に伴うものでございます。次の児童福祉費負担金でございます。784万7,000円、障害児施設措置費負担金でございます。これにつきましては、放課後等デイサービスの利用者増に伴う422万4,000円の増。また、子どもための教育・保育給付費負担金362万3,000円。これにつきましては、町内の幼稚園の入園者の増に伴うものでございます。その下、国民健康保険基盤安定負担金135万9,000円の増。国保税の軽減対象者の増に伴うものでございます。

2項国庫補助金2目の民生費国庫補助金622万6,000円の減でございます。一つには、心身障害者福祉費補助金で7万9,000円の増。地域生活支援事業でございますが、遠隔手話サービスの整備に伴う追加でございます。特別定額給付金補助金につきましては630万5,000円の減。国からの受託業務の確定に伴う減でございます。事務費が470万5,000円の減、事業費が160万円の減となっているところでございます。

続きまして、5目の土木費国庫補助金でございます。7,109万4,000円の減でございます。一つが道路橋梁費補助金、防災・安全社会資本整備交付金614万8,000円の減でございます。これにつきましては、除雪ドーザの整備費が確定したことに伴う減でございます。建築指導費補助金6,494万6,000円の減でございます。これにつきましては、民間大規模建築物耐震改

修事業の補助金が減額となるものでございます。

7目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時補助金でございます。256万1,000円の増でございます。これにつきましては、1次、2次の臨時交付金の交付決定3億6,708万7,000円でございますが、そのうちの補正予算、これまで未計上だった額の分の増額でございます。

次に、16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1,289万1,000円の増でございます。障害者自立支援給付費等負担金、国と同様に新規利用者の増に伴うものでございます。続きまして、6ページ、7ページでございます。右側のページになりますが、児童福祉費負担金529万8,000円。障害児施設措置費負担金につきましても、国費と同様に放課後デイサービスの放課後等デイサービスの利用増に伴うものが211万2,000円。また、子どものための教育・保育給付費負担金、町内の幼稚園の入園者の増に伴う318万6,000円の増でございます。国民健康基盤安定負担金254万5,000円の増でございます。国保税軽減対象者の増に伴う増でございます。

2項道補助金4目土木費道補助金でございます。1億2,989万2,000円の減でございます。民間大規模建築物耐震改修事業補助金、これにつきましても国庫補助と同様、事業が延期されることに伴う減額でございます。

8目の商工費道補助金50万8,000円の増でございます。プレミアム商品券発行事業費補助金でございますが、6月に補正で実施させていただきました宿泊商品券事業に対する追加補助があるものでございます。

続きまして、18款1項寄附金1目の一般寄付金でございます。90万円の増でございます。昭和プラントより10万円、またふるさと納税コロナ対策支援寄附として80万円を頂いたものでございます。

19款1項1目の繰入金でございます。9,197万円の減額でございます。まず、財政調整基金の繰入金が8,340万円の減。これにつきましては、11月に補正させていただきましたコロナ対策費6,340万円を当初財調の繰入れで賄っておりましたが、これをコロナ対策事業の不用額等の精査により臨時交付金に振替えるもので減額するものでございます。また、当初予算で事業等計上して今回中止になったものもでございます。それらの財源減がありまして、税財調2,000万円をさらに減額するものでございます。次に、育英資金の基金繰入金390万円の減でございます。大学生等の支援事業でございますが、基金からの繰入を当初予定してございましたが、一部臨時交付金で充当するということで減額するものでございます。公共施設等整備基金繰入金470万円の減。これにつきましては、保育所の整備計画の見直しに伴う減でございます。森林環境譲与税基金繰入金3万円でございます。北海道林業木材産業人材育成支援協議会の負担金に充当するものでございます。

続きまして、21款諸収入3項貸付金元利収入3目商工費貸付金元利収入2,000万円の増でございます。洞爺湖温泉観光協会貸付金収入でございます。2,000万円。歳出でも出てまいります。観光庁の交付金事業であります、現在進めております冬花火大会を観光協会が主

体となって実施してございますが、観光協会の交付金の入金が年度末になることから、一時的に事業費相当を町から貸し付けするものでございます。補助金が交付され次第、返還してもらう予定となっております。

続きまして、8ページ、9ページでございます。歳出でございます。

1款1項1目の議会費でございます。14万1,000円の減でございます。議員の期末手当0.05月減額に伴う減額でございます。

それから、2款1項総務管理費1目一般管理費で80万円の減でございます。右側を見ていただきますと、会計年度任用職員報酬が20万円、これにつきましては庁舎等の消毒作業追加で実施しております。それに係る報酬でございます。また、普通旅費で100万円の減でございます。今回の新型コロナの影響によりまして、出張等が減ったものでございます。

続きまして、2目の職員福利厚生費でございます。55万円の減額でございます。普通旅費でございますけれども、物産等の研修中止がございまして、これらに伴う費用を減額するものでございます。

続きまして、5目の電子計算管理費でございます。50万円の増でございます。これにつきましては、光ケーブル移設業務委託料となっておりますが、NTT柱の更新に伴う強化のエントラケーブル架け替えによるものでございます。

続きまして、4項選挙費1目選挙管理委員会費10万円の減でございます。費用弁償でございますが、北海道選管連合会定期総会が中止になったためでございます。

3款民生費1項社会福祉費2目高齢者福祉費25万円の減でございます。在宅高齢者支援事業でございまして、報償費として25万円、これにつきましては、高齢者運動会が中止になったことに伴う減でございます。

3目の心身障害者特別対策費2,028万2,000円の増でございます。右側を見ていただきまして、一つが心身障害者援助事業でございまして、自立支援給付費扶助2,019万4,000円。新規の利用者等が増えたことに伴う扶助費の増でございます。その下、障害者地域生活・自立支援事業でございます。通信運搬費と備品購入費になってございますが、合わせて8万8,000円。これにつきましては、タブレット整備による遠隔手話サービスの整備を行うものでございまして、3月に契約をする予定でございます。

続きまして、10ページ、11ページでございます。

4目の介護保険費でございます。457万9,000円の減でございます。介護保険特別会計繰出金でございまして、人事異動に伴う人件費分の事務費繰出金の減でございます。

6目の後期高齢者医療費でございます。490万4,000円の減でございます。後期高齢者医療特別会計繰出金でございまして、これにつきましても人事異動に伴う減でございます。

それから、次の3項の医療助成費でございます。1目医療対策費、これについては財源振替でございます。

4項の児童福祉費1目の児童福祉総務費999万4,000円の増でございます。施設型給付費負担金でございまして、町内幼稚園の入園者の増、また3歳児については、これまでの年度入

所から誕生月の入所が可能になったことに伴う増となっております。

2 目の児童特別対策費でございます。844万8,000円の増でございます。障害児給付費扶助となっておりますが、これはコロナ禍によりまして放課後等デイサービスの利用者の増及び利用回数の増に伴うものでございます。

5 項保育所費 2 目常設保育所費477万4,000円の減でございます。基本設計業務委託料でございますが、統合保育所整備の見直しに伴う減額でございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生管理費37万4,000円の増でございます。トレーニング室移設業務委託料でございまして、さわやかなトレーニング施設におきましては、あぶた福祉会が現在建設中のさぼーとステーションゆうあいの機能訓練室に移行して、令和3年4月1日から運営することとなっております。3月に機器を移設することとしてございますので、その費用を計上させていただいたものでございます。

続きまして、12ページ、13ページでございます。

4 項の清掃費でございます。1 目清掃管理費153万円の減額でございます。消耗品費でございますが、指定ごみ袋等の購入事業に係る入札減でございます。

6 款農林水産業費 2 項林業費 1 目林業振興費120万7,000円の増でございます。木質化整備委託事業でございまして、森林環境譲与税を活用しまして、虻田中学校、洞爺湖温泉小学校の机等の改修を行うものでございます。

7 款商工費 1 項商工費 1 目の商工振興費87万4,000円の増でございます。一つが後継者対策支援事業補助金40万円の減でございますが、婚活交流事業を予定してございましたが、本年度は中止となったことに伴う減でございます。またその下、洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金127万4,000円の増でございます。当初1件の予算を計上してございましたが、3件の申請があり、審査したところ補助金が適当ということから増額をするものでございます。

2 項観光費 1 目観光振興費2,000万円の増でございます。洞爺湖温泉観光協会貸付金2,000万円でございます。これにつきましては、先ほど歳入でもご説明しましたが、冬の花火大会事業費について観光庁の補助金が入るまでの間の貸付金でございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費1目道路橋梁維持費688万2,000円の減でございます。一つが修繕料でございまして180万8,000円の増。これにつきましては、洞爺駅の自由通路エレベーターの停電時自動着床ユニット等の交換を行うものでございます。備品購入費につきましては869万円の減でございます。今年度購入しました除雪ドーザ整備に係る入札執行残でございます。

14ページ、15ページになります。

6 項住宅・建築費 1 目の建築指導管理費でございます。2 億5,978万5,000円の減額でございます。耐震改修補助金となっておりますが、民間大規模建築物の耐震改修補助金でございますが、コロナ禍の影響に伴いまして事業が延期になりました。それに伴う減となっております。

2 目の住宅管理費476万1,000円の増でございます。町営住宅の管理でございますが、修繕料219万8,000円。これにつきましては、柳川通り団地の外灯、また入退去に伴う修繕を計上しているものでございます。12節の実施設計業務委託料256万3,000円につきましては、火災に遭いました板谷川団地の2号棟の1室がございまして、その改修の実施設計でございます。この費用につきましては、一応保険が対応になるということでございます。ただ、改修工事費用とともに来年度の収入になるという予定でございます。

続きまして、10款教育費2項小学校費1目小学校管理費82万9,000円の減でございます。

さらに、3項中学校費1目中学校管理費49万9,000円の減でございます。この目は、いずれも小学校及び中学校の備品購入費の減でございます。GIGAスクール事業の入札執行残となっているところでございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費19万6,000円の減でございます。英国青年ボランティア事業でございます。普通旅費と国際交流協会の交付金。今年度は英国青年の受入れが事業中止になったことに伴う減額でございます。

12款1項1目の給与費でございます。2,420万円の増でございます。まず一般職給与でございますが1,330万円の増。これにつきましては、新規採用者の増、また会計間異動に伴い増となっております。管理職手当400万円の増につきましては、昇格等による増でございます。退職手当組合負担金690万円の増につきましては、負担率の変更によるものでございます。

16ページ、17ページでございます。

13款1項1目の予備費でございます。508万円の増でございます。補正に係る歳入歳出の差額を調整するものでございます。

14款1項新型コロナウイルス感染症対策費でございます。ここにおきましては、これまでのコロナ対策事業につきまして不用額等を整理させていただいているものが主でございますが、一部、庁舎用消耗品等を追加しているところもございます。

まず、1目の生活支援対策費でございますけれども、右側のページになります。特別定額給付金事業でございますが、1人10万円の給付事業でございます。国からの委託事業でございます。会計年度任用職員報酬から18節の特別定額給付金まで、合わせて630万5,000円が事業確定に伴い減とするものでございます。その下、水道事業会計簡易水道事業特別会計繰出金事業でございます。12万3,000円の減でございますが、水道事業会計の補助金で、この5月、6月分の水道料金を減額してございますが、それ相当分の精算でございます。ここでは生活支援対策ということで一般家庭用の分だけを精算しているものでございます。

2目の衛生対策費1,050万1,000円の減でございます。右のページになります。予防対策事業でございます。消耗品費、それから備品購入費で90万円の増としてございます。庁舎窓口のカウンター用の飛沫防止の亚克力板等の整備、また冬期の乾燥対策に伴う加湿器の整備を計上しているものでございます。次の児童生徒感染症予防対策事業でございます。これにつきましては、学校の清掃消毒サポート員の勤務時間等の精算に伴うものでございまして、

1 節の会計年度任用職員報酬から 8 節の費用弁償までの部分でございます。当初 4 時間で見てございましたが、それが 2 時間でオーケーという話になって減額するものでございます。備品購入費 933 万 7,000 円の減でございますが、これは学校、または学童保育の空気除菌清浄器の購入額が確定したことに伴う減でございます。教育旅行負担金 110 万 8,000 円の減でございます。修学旅行等の際に、バスの乗車であったり、部屋割り等少人数にして部屋を増やすというような補助を予定してございましたが、北海道の補助が活用できることになりましたので、町負担分を減額するものでございます。

続きまして、18 ページ、19 ページでございます。

3 目の経済対策費 3,442 万 5,000 円の減額でございます。一つが商工支援対策事業 2,474 万 3,000 円の減でございます。店舗等賃貸料助成業務委託料からその他経営支援助成金まで、全て事業完了に伴う減でございます。次の観光支援対策事業 406 万 8,000 円の減でございますが、印刷製本費につきましては、おもてなし商品券の印刷経費が残となったものでございます。また、宿泊施設経営支援助成金、さらにその下の宿泊商品券発行事業補助金につきましては、それぞれ 60 万円、326 万 8,000 円の減でございますが、事業完了による減でございます。水道事業会計・簡易水道事業特別会計繰出金でございます。507 万 7,000 円の減。一つが水道事業会計補助金でございます。473 万 8,000 円の減。もう一つが簡易水道事業特別会計繰出金の減でございます。33 万 9,000 円の減でございます。これにつきましても、5 月、6 月分の水道料金、ここでは業務用でございますが、その減額相当分の精算でございます。公共下水道事業特別会計繰出金でございます。17 万円の減でございます。これも先ほどの水道料金と同様の理由でございます。その下、ふるさと応援団体験・PR 事業でございます。36 万 7,000 円の減でございます。事業完了に伴う減となっております。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 何点か、ちょっと確認のためにお聞きしますが、まず事項別明細の 15 ページにも載っていますが、町の負担分として建設指導管理事業耐震改修補助金ということで 2 億 5,978 万円の減額になっている。説明の中では、3 件のホテルが耐震工事を延期したということなのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、これは国の負担金 6,496 万円や、それから道は 1 億 2,989 万円と、歳入部分でも減額しています。

当然、事業がなくなることによって町の歳出の 2 億 5,900 万円というのもなくなるわけですが、耐震対策緊急促進事業ということで、令和 4 年までの時限補助金だったのではなかったかなと思うのですよね。今回コロナの関係で、事業者が資金調達できないということで延期されたということは分かるのですけれども、令和 4 年までの時限補助金ということの関係で、どのような扱いになっていくのか伺いたいのと。

結局、今回延期になったことによって、2 億 5,978 万円の町の負担、これは国や道から入

る分から差し引かれるのでしょうけれども、負担が削減されるということなのですが、この後の、例えば来年、再来年の耐震改修ということになれば、当然その分の資金を町としても幾らかでも補助を確保しなければならないという点があるのですが、その辺の見通しについて、二つ目にお聞きしたいと思います。

この件では、ちょっと参考までに、事業者の負担というのは何割ぐらいだったか教えていただけますか。

そして、もう一つの点は、同じページの町営住宅の管理事業で、先ほど説明ありましたが、板谷川団地の火災によって、内装の張替えとか、いろいろしなければならないということなのですが、これは随分前の災害だったという気がするのですよね。この時期、来年度に実際には改修が行われるというような説明だったのですが、随分時間がかかるものだなとちょっと気になっていて、もう少し早くこれを出せたのかなという気がするのですが、保険の関係もあるのでしょうけれども、その辺の理由について伺いをしたいと思います。

それからもう一つ、事項別明細書の17ページの特別定額給付金事業（新型コロナウイルス特別対策室）なのですが、いつも対策室は入って左側の部屋を使って活動されていたわけですが、対策室そのものが、今なくなったのかな。ちょっとその辺が、対策室としては、まとまった形で何か取組というのはしないのかどうか。今後、引き続き対策室という形でコロナの関係の支援を行っていくということなのか、その辺の確認をさせてください。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今ご質問ございました耐震改修の関係でございます。

まず、時限の関係でございますけれども、令和4年度だったというところでございましたけれども、道のほうで期限が着工から3年間ということの中の3年度という基準の中で運用していたのですけれども、今回コロナの影響を受けまして、3年の年度ではなくて、着手から3年までオーケーということで規則のほうの改正させていただいた中で、今取り組んでいる事業者のほうで令和4年12月までをかけた中で事業ができるということになったところでございます。

また、実際、事業者の負担がどのくらいになるのかというところでございますけれども、事業が2種類に分かれている中で、一方のほうで、事業者負担としては約55.2%ということになってございまして、あと、防災拠点が絡むほうの事業者のほうにつきましては、高率になってございまして、事業者負担としては約26.6%程度ということになっているところでございます。

また、先ほどの火災の件でございます。確かに、時間がかかっているのではないかとこのところでご指摘を受けたところでございますけれども、これにつきましては、火災発生後に消防のほうの出火原因の調査というのがございまして、これが相当日数かかってございまして、しばらくたってからの報告があって、報告あり次第うちの内部でもちょっと決裁のほうを上げさせていただいたのですが、出火原因の特定が結局はできないという報告にはなっていたのですけれども、報告書が上がってくるのに相当時間を要した結果この時期までずれ込

んだということになっているところでございます。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 新型コロナ特別対策室の関係でございますが、対策室をなくしたということはありません。今まで使っていた事務室を産業振興課の中に移したということでございます。その理由としましては、今お話がございました特別定額給付金事業が何とか無事終了したという部分、また、町が独自に進めておりましたタクシーの助成制度についても、例えば継続支援事業の一定のめどがついたということで、今回は今まで対策室には4名の正職員を配置してございましたが、1名減とさせていただきます、現在3名で事業を継続させていただいております。

この対策室につきましては、私、たしか当初設置するときに年度いっぱい最低でも置きますという話をしてございますので、今のところ3月末までは置く。その後については、これから調整させていただきたいと思っております。こういう状況でございますので、単純に廃止するということのはなかなか難しいかもしれませんが、その辺はしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは2回目になりますが、確認します。

耐震対策については、当初は令和4年度までの時限補助金だったのが、今度は令和4年12月までに着手がされれば、その後3年間対象になるのだということを言われたのでしょうか。その辺ちょっと確認したいのです。というのは、いつまた、今はコロナの関係もありますから、来年果たして耐震事業として事業者の方が行えるかどうか分からない。少なくとも再来年の令和4年12月までにとにかく着手をすれば補助の対象になるのだということを今言われたのかどうか、もう一回それを確認させていただくのと。

それから、確かに事業者の負担割合がいろいろな状況によって変わってくるのですが、今回の場合は、例えば防災拠点施設としての補助としてなのか、あるいは当初言われた55.2%の対象補助として三つのホテルになっているのか。また、その辺についても伺いをしたいと思います。

対策室については、いいです。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 耐震改修の関係でございますけれども、今、私どもの担当のほうに耐震改修をやりたいという方は、逐次情報提供していただいております。今、現行の法律では、令和4年3月31日までに完成したものというふうに言われております。先ほど部長が言った令和4年度というのは、これはまだ法律が、先ほど私が言いました令和4年3月31日までということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

また、今、耐震改修をちょっと延ばしてもらいたいというお話が来ておりました。道のほうに確認、また国交省のほうに確認いたしましたところ、耐震の設計が終わっているので、終わったときから3年間は一応余裕がありますが、ただ、すぐに着手していないので、万が

一延びるときには、十分に町、自治体、北海道、そして国のほうと協議をしてくださいという話になっております。

今、私どもが伺っている事業者は、実はどうしてもやっぱり厳しいと。それで、令和3年で工事をやりたいというお話は承っております。その部分については、先ほど申しました北海道、あるいは国交省のほうと協議をしておりますので、それは大丈夫ですよというお答えをいただいております。ただ、中にはやっぱり難しいということで、私どもの町のほうにちょっとできないという回答をいただいている団体もあるように聞いております。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長がお答えになりましたけれども、耐震改修補助金というのは決してばかにならない金額ですよ。ですから、町の財政にとっても、それをいつ計上するかによって大きく財源の問題も含めて関わってくると思うのですよ。例えば今の町長の話ですと、令和4年3月31日までにということであれば、令和3年度のいわゆる予算、来年度の予算にはもう一度耐震改修のための補助事業として予算に計上すると、今そういう方向だということなのかなということを感じました。

そのことともう一つ聞きたいのは、仮に、大規模耐震改修が必要だけれども、結局耐震度審査が終わっていながら、改修が仮にできなくなってしまった場合の事業者についての対応というのか、法律上の問題も含めて、どういうふうになっていくのか参考にちょっとお話しいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 耐震関係で、今、担当から聞いている事業所とうちの担当のレベルの話ですけれども、これについては、令和3年度中に実施するということで、来年度の予算に計上するというふうな考えでおります。

ただ、後段でおっしゃいました事業が今できないのだというのであれば、先ほども申しましたけれども、早めに私どもの担当のほうとお話をさせていただいて、道なり国と協議をしなければならない。その作業が遅れてしまうと、期間内から遅れてしまとなかなか厳しい状況になりかねないということがありますので、なるべく早くに事業者に気持ちがあるのであれば、やろうとする気持ちがあるのであれば、早めにご連絡していただきたいというふうに思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今の関連なのですが、先日の一般質問でも触れさせてもらいましたが、政府は、5か年計画で15兆円を予算化して防災対策であるとか減災対策、国土強靱化等々やるということで予算化すると。これは、閣議決定もされておりますから間違いないだろうと思うのですよ。したがって、いついつまで期限というのがあるわけでありましてけれども、もっと先まで延ばせるのではないかなと、制度によって、そういう思いを持っているの

ですけれども、それは該当ならないのでしょうか。15兆円ほど防災対策、減災対策、国土強靱化対策ということで閣議決定もされておりますので、したがって、来年度までやらなければならないというのではなくて、もっと先にもやれる期間があるという、自分はそういう受け止め方をしているのですけれども、それは間違いでしょうか。

それからもう1点、その下の15ページの社会教育費の中で、実は洞爺湖町の国際交流協会交付金が中止になったので19万円ほど減額になっているのですが、この事業も、自分も数回出させてもらったのですが、非常に意義のある、国際交流協会の方々というのは努力されていると思うのですよね。ただ、どうも参加者は少ないという捉え方をしているのですよ。したがって、この事業というのは、伺っておきたいのですが、永久にこれからもっともっと先も事業を実施するという考え方があるのかどうなのか。それとも、一定の時期を見て区切りとするのかどうなのか。何度も言いますが、参加者が少ない。本当にこれで国際交流の事業として生きているのかなという懸念があるものですから、その辺の見解を伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 大規模改修の関係について私のほうからお話をさせていただきますが、先ほど来、道、それから国交省の見解は以前のものは以前、そして新しく15兆円ほどの予算を講じると。その辺、まだ政府内だけの話で、各省庁と綿密な計画がなっていないみたいなのです。分かり次第、私も情報を集めて地域の方々にお話をしていきたいと。

ただ、やるやらないは、やはりその事業者の考え方がありますので、一概に私どももやりなさい、やりなさい、有利な制度がありますよというお話はさせていただきますけれども、判断はやはり事業者になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 国際交流協会の補助金に関連した質問かと思いますが、議員おっしゃられるように、活動自体、私も何度か出席させていただきましたが、活動の参加者が少ないという現状を少し聞き及んでいるところでございますけれども、この事業につきましては、旧洞爺村時代から大切にされてきた事業というふうに私は認識してございますので、事業はまずは継続することが大前提かなというふうに思っております。

ただ、今おっしゃられましたように、活動内容につきまして、これが衰退しているような方向に向かっているのであれば、活動内容をしっかりと町としても検討しますし、国際交流協会とも協議しながら内容の充実を図っていくということを考えているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 先ほども出たのですけれども、もう一度確認の意味で質問させていただきたいと思います。

11ページ、虻田地区健康福祉センター云々ですけれども、まず、これがそちらに移った経

緯、先ほど副町長も触れられておられましたけれども、もう一度なぜ移ったのかの経緯をお聞きしたいなと思います。そして残される場所、あの場所は結構広い場所でありますので、シャワー室もあるというようなことも先ほどお話しされていましたが、どんなふうにお使いになるのかをお聞きしたいと思います。

それで、ここに載っておりますのは、委託料ということで載っていますけれども、公共施設というふうに捉えていいのかなというふうに思います。委託料で載っているわけですから。ただ、今回のようなコロナがありますと、使用中止と町が言えるのかどうか。向こうの建物で向こうの利用者がいるというのに、向こうの方々が使えて、一般の人が使えないということになるのかもしれないので、その辺のことはきちっと報告というか、町民の方にお知らせすべきかなというふうに感じたものですから、質問させていただきます。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 現在のトレーニング室の今後ですけれども、新施設に移行後は、先日ちょっと報告させていただきました子育て包括支援センター、そういった子育ての拠点施設としての活用を予定してございます。（「移った経緯」と発言する者あり）

移行の経緯ですけれども、まず、トレーニングセンター自体が、現在のスペースが非常に狭いということで、今回の新施設の建設に併せまして、町と貢献事業を行いたいという中で、新施設の中でトレーニング室を町と連携して進めるというお話がございまして、そういった連携を行っていくということで、今回新施設のほうに決定したところでございます。

○議長（大西 智君） もう1点、公共施設としての取扱い方で。

佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 新施設は、基本的には、町の設置機関については開設いただくということで協議しておりますけれども、施設自体は、相手方のあぶた福祉会の施設になるものですから、福祉会のほうの事情で休止等になった場合については、町としても協議が必要ですが、まだそういったところまでは未定でございまして、基本的には、町の開設機関は開設いただけるものと考えております。

○議長（大西 智君） 7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 公共施設ということで出ていて、委託料が載っているものですから、町の施設ではありませんけれども、町の施設として扱って委託料を払うということで、今回のようなコロナがあると、集会として使ってはだめだよ、ではトレーニングセンターはどのようなとなると、町の判断で使えないと判断できるのかどうか。また、町民は行けないけれども、向こうの施設ですから、向こうの施設に入っている方々は使えるわけですね。だから、施設がどういった判断でそういったことを決められるのか。きちっとそれが整理されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） トレーニング室につきましては、町として設置しておりますので、こういったコロナの状況下の中でトレーニング室の閉鎖の決定については、洞爺湖町ででき

るということで考えてございます。

○議長（大西 智君） 7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） では、向こうが建てた施設だけれども、町で半分お金を出したりいろいろなことはしているので、福祉会に入っている方々は使えないというふうに判断してよろしいですか。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） こちら、先ほどの副町長の説明でもございましたけれども、あぶた福祉会としても町の部分と連携してということで、そちらの施設につきましては、あぶた福祉会の利用者の方も使用する共同施設として、町のトレーニングの機器等も含めて、そういった使用は可能ということになってございます。

○議長（大西 智君） 佐野部長、答弁のほうで、例えば町で使えなかったときに、施設の方が使えるのか、使えないのかという千葉議員の質問だと思うのですけれども。

佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 失礼いたしました。トレーニング室は、共同で使用することは可能なのですけれども、町が使用禁止にした場合については、町の施設として使用禁止の扱いになるということで認識してございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございませんか。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、障害児施設措置費の負担金と、あとは、子ども・子育ての支援事業ということで、町内にある幼稚園に、無償化になっていますので、そのための費用といいますか、入園者が増えるということで補助金が出されるということでございますけれども、ちょっと勉強不足で恐縮なのですが、町内の保育所の場合はどこから手当がされるのか。同じような費目ではなくて、違うところで支援されているのではないかと思うので、同じなら同じでいいのですが、教えていただきたいということと。

予測で、幼稚園には、3歳児云々ということも説明ありましたが、どれくらい増で額が決まったのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず、一つ目の障害児施設措置の負担金ということだったかと思います。

これにつきましては、このたびの新型コロナウイルスの影響等によりまして、学校が休業となったことによりまして児童の居場所としての、いわゆる児童発達支援に係りますサービスの事業所、町内、それから町外にもございますけれども、こちらのほうで利用が増えたことに伴いますサービス費の増に伴いまして障害児施設措置負担金ということで、国及び道のほうから措置がされるというような中身になっているものでございます。

細かい中身につきましては、児童発達支援のほうにおきましては、当初予算から見ると4

名ほど増になりました。それから放課後等デイサービスの利用につきましては、利用時間の増が人数の増に伴いまして増えたということでございます。そして、計画相談と言われるものでございますけれども、こちらにつきましても7名ほど増加になったといったところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） ただいま議員のほうからご質問のございました施設型給付費の件でございますけれども、公立の保育所につきましても、同様に補助金で入ってくるという認識でございます。

それと、対象者数なのですけれども、これについては、当初予算で35名を予定していたのですけれども、これが現在のところ12名増の47名ということの見込みで、今回補正予算の提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩いたします。再開を2時5分といたします。

（午後 1時55分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般議案を行います。

（午後 2時05分）

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第46号令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会

計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書21ページでございます。

議案第46号令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の補正となっております。予算の総額に変更はなく、歳出予算のみの補正となります。

事項別明細書をお開きいただきたいと思います。3ページ、4ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費267万3,000円の減額でございます。給与、職員手当、共済費、それぞれ減額してございますが、これにつきましては、会計間移動及び期末手当の改正に伴う減額でございます。

続きまして、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金でございます。27万6,000円の増でございます。これにつきましては、過年度分の特定健診負担金の確定による返還金でございます。

10款1項1目の予備費でございます。239万7,000円の増でございます。予備費として増額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第47号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書23ページでございます。

議案第47号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ624万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,949万6,000円とするものでございます。

第2条で、地方債の補正を定めてございますが、これにつきましても事項別明細のほうでご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書をお開きください。4ページ、5ページでございます。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料でございます。2,307万5,000円の減額でございます。現年度賦課分となつてございますが、業務用料金の減、ホテル等の減が大きなものとなつてございます。

続きまして、3款国庫支出金1項国庫補助金1目公共下水道費国庫補助金でございます。100万円の増でございます。これにつきましては、ストックマネジメント計画の変更業務に係る補助金でございまして、2分の1補助となつているところでございます。

5款1項1目の繰入金17万円の減額でございます。一般会計からの繰入金でございまして、5月分、6月分の下水道使用料の免除の際の額が確定しましたことによる減でございます。

8款1項1目の特別減収対策企業債でございます。1,600万円の増でございます。これにつきましては、使用料減収見込みに伴う借入れでございまして、新型コロナウイルスの影響で資金不足となる公営企業が発行できるものでございまして、償還利子の2分の1を一般会計から繰り出しするものでございます。また、この一般会計からの繰出金につきましては、0.8分が特別交付税措置とされるものでございます。

6ページ、7ページでございます。

歳出でございます。

1款公共下水道費1項下水道管理費1目一般管理費32万円の減でございます。給与と職員手当でございます。会計間移動に伴う増減を出してございます。

また、2目農業公共下水道施設維持管理費でございます。これにつきましては、財源補正でございます。

2項の下水道建設費1目下水道建設費200万円の増でございます。これにつきましては、先ほど申しあげましたストックマネジメント計画の業務の変更に伴う委託料でございます。

続きまして、3款1項1目の予備費でございます。792万5,000円の減額でございます。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第48号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 27ページになります。

議案第48号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ457万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ11億813万7,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明を申し上げます。明細書4ページ、5ページになります。まず、歳入でございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金でございます。457万9,000円の減額。事務費繰入金でございます。会計間移動に伴う人件費分の減でございます。

続きまして、6ページ、7ページ、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費457万9,000円の減額でございます。右側のページ、給与、職員手当、共済費でございますけれども、これも全て人事異動等に伴う減でございます。

続きまして、3 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業費 1 目包括的支援事業費につきましては、ゼロ円の補正となっておりますが、右側を見ていただきまして、一般職給で24万7,000円の増。これにつきましては、職員の職階が変更になったことに伴う増額でございます。また、その下、家族介護用品支給24万7,000円の減でございますが、対象者数の減に伴うものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第49号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 30ページでございます。

議案第49号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の補正を計上してございますが、予算総額は変わりませんので、

歳入歳出の中身だけの補正となります。

以下、事項別明細書によりご説明をいたします。

明細書 4 ページ、5 ページになります。

まず、歳入でございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目使用料でございます。536 万 5,000 円の減でございます。専用給水料現年度分で 536 万 5,000 円、業務用の料金が主な減の要因でございます。

3 款 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金 66 万 5,000 円の増でございます。一般会計繰入金でございますが、5 月、6 月分の水道料金等の減額に伴う確定の繰入金の増額となるところでございます。

6 款 1 項町債 2 目の特別減収対策企業債でございます。470 万円の増額でございます。水道料金専用給水料金の減収見込み分を借入れするものでございます。

続きまして、歳出でございます。6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款簡易水道施設費 1 項施設管理費 1 目簡易水道施設維持管理費でございます。168 万 4,000 円の増額です。修繕料でございます。大原送水ポンプ場配水管修繕、また冬期の漏水修繕等を見込んだものでございます。

3 款 1 項公債費 1 目元金でございます。これにつきましては、財源補正でございます。

4 款 1 項 1 目の予備費 168 万 4,000 円を減額するものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 17、議案第 50 号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別

会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書34ページでございます。

議案第50号令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ471万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,403万2,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金2目職員給与費等繰入金567万9,000円の減額でございます。職員給与費等の繰入金でございますが、これも会計間移動に伴う減となっております。

3目のその他一般会計繰入金77万5,000円の増でございます。これは、事務費繰入金でございますして、システム改修に伴う増となっております。

5款国庫支出金1項国庫補助金1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金19万3,000円の増でございます。これにつきましてもシステム改修に伴う補助金でございます。

続きまして、6ページ、7ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費471万1,000円の減でございます。給与費から共済費までにつきましては、会計間移動に伴う減でございます。委託料96万8,000円の増でございますが、電算システム改修委託料ということで、税制改正に伴うシステムを改修するものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第18、議案第51号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書37ページでございます。

議案第51号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条で、補正予算は次に定めるとしてございます。

第2条、予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおりとするということで、収入でございます。第1款として水道事業収益、合計で770万円を減額するものでございます。支出でございます。第1款で水道事業費用としまして同額の770万円を減額するものでございます。

以下、水道事業会計の補正予算に関する説明書でご説明をいたします。

4ページをお開きいただきたいと思います。実施計画説明書でございます。

まず、収益的収入でございますけれども、1款水道事業収益1項水道収益1目給水収益でございます。583万6,000円の減でございます。水道料金でございますして、業務用の減が主な内容となっております。

2項営業外収益5目他会計補助金586万4,000円の減でございます。これにつきましては、一般会計からの補助金でございますして、5月、6月分の水道料金の減額費用が確定したことに伴う減でございます。

3項特別利益2目その他特別利益でございます。400万円の増でございますして、減収対策企業債を400万円借入れするものでございます。

続きまして、5ページになります。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費573万円の減でございます。まず委託料で膜ろ過洗浄委託203万5,000円、また一番下に薬品費が12万7,000円、それぞれ減となっておりますが、これにつきましては、月浦浄水場の膜ろ過の洗浄委託でございますが、次年度への延期が可能ということから、今回見送りをさせていただくものでございます。また、動力費につきましては300万円の減でございます。配水量が減となったことに伴う減となります。

2目の配水及び給水費でございます。155万7,000円の減でございます。委託料で漏水調査委託45万1,000円の減。これにつきましては、執行残でございます。また、工事請負費110万

6,000円の減でございますが、検漏量水器取替工事、これも執行残が出たものでございます。

4項1目の予備費でございます。41万3,000円を予備費から減額するものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第19、議案第52号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案第52号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるとしてでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入の補正はなく、歳出内だけの補正となります。

以下、事項別明細書によりご説明をいたします。3ページ、4ページをお開きください。

歳出でございます。

13款1項1目の予備費900万円の減額でございます。

14款1項の新型コロナウイルス感染症対策費3目の経済対策費900万円の増額でございます。商工支援対策事業としまして、スナックバー等の経営継続支援給付金900万円でございます。新型コロナウイルスの影響に伴いまして、非常に厳しい状況が続く町内の観光業、飲食業等でございますけれども、その中でも特に酒類を提供するスナックバー等は札幌その他

全国各地で相次いで発生した飲食店でのクラスターの影響を大きく受けておりまして、来店を控える方が多いと聞いてございます。そういうことで、こういう業界はさらに厳しい状況となっているのかなと思ってございます。そうした状況を踏まえまして、町内のスナックバー等で売上が前年比50%以上減少している店舗を対象に一律30万円を助成するものでございます。対象としましては、30店舗を予定しているところでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 今回の洞爺湖町議会12月会議の第9号の補正予算ということで提案されたわけであります。

この提案された内容については、私自身問題はないと思っておりますが、ただ、マスコミ報道の力というのは非常に大きなものであって、12月11日の一般質問の中で飲食店のスナックバー30件に30万円の支援をするということが載りまして、自分のところにも問合せやら、一体どういうことなのだと。こういうお叱りを受けております。飲食店なのだから、食はどういうことになるのよと。それから今、副町長が説明されておりますように、G o T o 等も札幌から来ること停止されている等々含めて、非常に経営状況が悪化しているということはお分かりますし、加えて、食のほうの、例えば喫茶店であるとか居酒屋であるとか食堂等々も、いろいろ自粛、自粛等も含めて経営が大きく激減して伸び悩んでいるという実態を行政側はご存じなのだろうと思うけれども、どうして今回スナックとバーに限られたのかと。これから、再度年明けぐらいになっても食のほうにも声援をなされるのかどうなのかという、そういう強い声があるわけでありまして、私自身はこうなりますよということはいえないだけに、その点、行政側として飲食店経営継続支援給付金事業ということでスナック、バーが該当になるということでありまして、年明けにでも食のほうにも支援策を、私自身も講じるべきだと思うのですが、いろいろ財政の関係もあるでしょうけれども。

ただ、11日も申し上げましたが、いわゆる地方創生の臨時交付金が15兆円ほど予算化しているということでございますから、当然洞爺湖町におきましてもそれ相当の予算措置がされるのではないかなと思いますので、食のほうにもどのような見解を持っているのかどうか。

昨日、今日も、回覧が回ってくると、漁業者の方々であるとか、あるいは農業者の方々にも30万円ずつ支援するということが流れてきて、それも見て、何で喫茶店やら居酒屋やら食堂など外れるのよと。これは答弁に大変苦しんだわけでありまして、その辺どのような見解をお持ちなのか、確認をさせていただきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 今回は、飲食のうちの飲、その中でもお酒を提供するところというふうに提案させていただいたところでございます。議員おっしゃられるように、本当に飲だ

けではなくて、景気の低迷というのは様々なところに及んでいると思ってございます。特に私ども観光が中心の町でございますので、観光を中心にホテル旅館等、また飲食店も大きな打撃を受けているかなと思ってございます。

ただ、10月以降は、ＧｏＴｏトラベルであったり、ＧｏＴｏイートであったりということで、飲食のうちの食のほうは、今はまたちょっと変わってきていますけれども、その時点ではある程度回復傾向にあったのかなと思ってございます。

ただ、この飲の部分については、新型コロナウイルス感染の当初から２月、３月から皆さんどうしてもこういうところは足を運びづらくなっていたというのがあろうかと思います。これがずっと続いてきて今に続いているということで、やはり飲食の中でも飲については本当にさらに厳しい状況ではないのかなと私どもは判断したところでございます。

また、食については、居酒屋を含めまして、皆さんの努力でテイクアウトとか、そういう代替策をいろいろ講じていただいているのですが、飲についてはスナックバー等については、それができないということで、非常に苦しんでいるというお話でございます。

そういうことで、今回はこの内容で提案させていただきますが、やはりコロナの状況がここまで長く続いているということは、町としても重く受け止めまして、今後、国の第３次補正、１．５兆円がどのような配分になってくるか分かりませんが、これらも含めましてしっかりと検討させていただきたいと思ってございます。

○議長（大西 智君） １番、越前谷議員。

○１番（越前谷邦夫君） 今、副町長が答弁された内容というのは、私自身も十分理解できるのですが、ただ、商売をやっている方々というのは、そう簡単に気持ちの整理はつかないと思うのですよ。やっぱり飲食ということで、食はなぜ切り離すのよというのは、今、副町長が答弁したからよく理解できるのですが、私自身は理解できます。ただ、理解していても飲はやったのだから、何らかの方法で食のほうも支援しなければ、大変な不平不満というものがどんと膨れ上がってクローズアップされますよ。これは大事なことだと思いますよ。

というのは、何度も言いますが、飲食店が支援されると、それはお酒を提供しているバーとスナックなのだろうよと。しかし私は思うのですが、そういった方々を重要視するだけで都市機能というものが成り立つわけがない。これはやはり食のほうを扱っている方々も一緒になっていることによって都市機能というものが成り立っているわけでありますから、私はくどいことを言いませんけれども、言いたくないのですが、何度も言わせてもらいますが、年明けにも食のほうにも、先ほど言いましたように、地方創生臨時交付金というものが１兆５、０００億円もついたわけでありますから、どのくらい洞爺湖町に来るか分かりませんが、来たとするならば、やっぱり食のほうにも助成をするということが、不公平さに欠くことのできない対策だと思っているのですよ。

今大事なことは、不公平感を生まないような方法を取るのが重要でなかろうかなと思います。もう一度その点どんなものでしょう。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） ご指摘は、飲だけではなくて飲食業界全体が非常に苦しい状況だろうということだと思います。その中で、私どもは特に今回のスナックバーとお酒を提供するところについては、さらに厳しい状況というふうに理解しているところでございます。

そういうことから、公平さというのも当然ありますが、私どもとしては、やはり一番厳しいところに支援していくというのが大事なのかなと。そういう意味では、今回の提案につきましては、住民の多くの皆さんからも理解いただけるのではないかなと思ってございます。

おっしゃられますように、飲食のうちの食も当然厳しいものですから、さらには洞爺湖町でいきますと観光業界をはじめ、様々な事業所が苦しんでいる状況でございます。これらを踏まえまして、先ほどもお話ありました1.5兆円の国の補正予算等もございますので、これらをどういう形で活用して事業所支援、住民支援ができるかというのを真剣に考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 3回目ですから、分かって質問しますから。

今、副町長が答弁したのでおおむね理解できるのですが、これから今日の最後の議案の中でも陳情書が出されております。この陳情書の中身については、恐らく議会としては採択するだろうと思うのですよ。そうすると、それも新聞に載る。漁民の方々も農業者の方々も30万円ずつ支援をする、飲のほうもすると。ところが、食のほうだけが見通しがないということになると、やはりこれからのまちづくりにとっても、それからこれからのコロナ防止対策を一生懸命進めていくにしても、やはり行政に対する不信というのが出てくるのではないかと。

自分は今、不信と申しましたけれども、ただ、それは住民側のことを言っているのであって、全体の今日までを一般財源の3,000万円も投資しながら支援策を講じてきました。洞爺湖町は随分一生懸命やっているなど、自分自身はそういう理解をしていますよ。ところが、住民の方々というのは、そうではない。特に今景気が悪化して売上も伸び悩んでいるだけに、ちょっとしたことが、これからの防止対策にも、これからのまちづくりを進めていくにおいても、ある程度の溝が出てくるのではないかなと、そこを心配しているのですよ。

これから、副町長が言うように長期戦になると思いますよ、確かに。感染防止対策も、経済支援対策もやはり長期戦になるかと思うのですが、今ここで食だけを支援しないということにはならないのではないかと。何度も言いますが、そういう交付金が入ってきた場合については、それこそ前向きに考えていただきたいと思うのですが、これは本当に食店の方々が考えている思いであります。町長、最後に一言お願いできないでしょうか。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 新型コロナウイルスの関連で経済が本当にひどい状況になっている。それはもう私どもは十分承知しているつもりでございます。そして、第1次臨時交付金、あるいは第2次臨時交付金、これはもう大体予算計上させていただいたわけでございますけれども、新たな1.5兆円、これらの臨時交付金が国のほうで何か動きがあるようでございます

けれども、中身が正直言って経済対策よりもコロナ感染拡大対策のほうに相当数の金額が行くのではないかというお話を道の職員のほうからも聞いております。

そんな中、私どもの町に幾ら第3次の臨時交付金が配分されるやも、そして第1次、第2次とも北海道が日本国内の臨時交付金の中で特に優遇されていたということも鑑みまして、第3次は非常に厳しい交付金になるだろうと言われておりますけれども、そんな中でも限られた財源ではございますが、来ましたら、いま一度、庁舎内、そして各関係団体とも協議しながらその配分について考えてまいりたいというふうに考えています。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第20、意見書案第9号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○5番（立野広志君） これから、意見書案の文案を読み上げますがけれども、最初に提案させていただきます意見書は、11月5日には全国知事会、11月25日には全国町村議会議長会でも、文面は違うのですけれども、同様の内容での国への意見書、あるいは決議が上げられているということを、まず最初に報告させていただきたいと思います。

それでは、読み上げます。

意見書案第9号。

令和2年12月10日、洞爺湖町議会議長大西智様。

提出議員、立野広志。提出議員下道英明、提出議員今野幸子。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提案します。

記。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。本文です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの新規感染者が過去最多を更新しているもとで、国が検査と医療の拡充、営業と雇用を支える制度を抜本的に強化する対応が緊急に求められています。

PCR検査体制の大幅な拡充による無症状者の把握・保護を含めた積極的検査への戦略的転換が強く求められています。医療機関や介護施設等への「行政検査」に、自治体の持ち出しが伴うという仕組みは、「社会的検査」を拡充する障害となっていることから改善が求められます。

政府は、地方自治体が飲食店などに営業時間短縮要請などをおこなった場合に、地方創生臨時交付金500億円を追加配布することを打ち出しましたが、まったく不十分です。

全国知事会は、地方創生臨時交付金について47都道府県の不足額が6134億円にのぼると公表し、本年度内の増額と来年度以降の交付継続を求めているように、各地方公共団体において、感染拡大の防止や医療体制の確保、年末に向けた企業の資金繰り対策など経済活動の維持・継続など、地域経済や住民生活にとって必要な支援策をすすめるべきです。

よって、国においては、2次補正予算で計上した（10兆円）予備費で使途が決まっていない7兆円の活用や第3次補正予算を待たずに、国民が希望をもって年を越せる支援を行えるように、「地方創生臨時交付金」を大幅に増額することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議を認めます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第9号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書については、否決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 続きまして、日程第21、意見書案第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、意見書案の提案をさせていただきます。

これも、前段で説明いたしますと、管内では室蘭市議会も今議会で提案採択の見込みであるというふうに伺っておりますし、全国でも多くの自治体が今既に意見書を提出しているという状況でございます。

それでは、意見書案第10号。

令和2年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。提出議員、下道英明、提出議員、今野幸子。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣。

本文です。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の84か国。批准国は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に50か国となりました。これにより、同条約は2021年1月22日に発効します。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智です。

それで、12月10日には、さらに1か国増えまして、今51か国になっているそうです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議を認めます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書については、否決されました。

◎陳情第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第22、陳情第1号温泉使用料に対する陳情についてを議題といた

します。

職員に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（佐藤久志君） 令和2年11月27日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

とうや湖温泉旅館組合、組合長、三浦和則。

温泉使用料に対する陳情について。

平素より洞爺湖温泉の観光振興に格別のご高配、ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、国による経済対策「GoToキャンペーン」の効果により、8月以降は洞爺湖温泉入込数に回復の兆しが見えておりましたが、11月の感染者数拡大を受け、北海道においては警戒ステージが3に引き上がり、札幌市においてはステージ4相当の強い措置を講じることが決定されました。そのため、洞爺湖温泉においても感染リスクの回避と不要不急の往来を自粛するため、宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、温泉街のホテル・旅館の経営環境はこれまでにない厳しい状況に追い込まれております。

今後も感染者数の増加が予想され、インバウンド客ばかりか、国内旅行、修学旅行生の足まで遠のく三重苦となる中において、洞爺湖温泉を訪れてくださる観光客や、地域住民の入浴利用者を受け入れるため企業努力を行いながら営業を続けておりますが、売り上げの減少に加え冬季の固定費圧迫により、今後の営業継続が非常に困難な状況にあります。

このことから、洞爺湖町観光産業の基盤であります宿泊施設を維持していくためにも、閑散期となる冬季の（12月分～4月分）温泉使用料に対しご支援を戴きたく特段のご理解とご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 朗読を終わります。

ここでお諮りいたします。

陳情第1号については、会議規則第87条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、陳情第1号に対する質疑を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号温泉使用料に対する陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号温泉使用料に対する陳情については、採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から来年3月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時02分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員